

第4節

放送政策の展開

1 放送政策に関する諸課題

総務省は、近年の技術発展やブロードバンドの普及等、視聴者を取り巻く環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について検討することを目的に、2015年（平成27年）11月から総務大臣の懇談会である「放送を巡る諸課題に関する検討会」（座長：多賀谷一照 千葉大学名誉教授、以下「検討会」という。）を開催している。

検討会では、2016年（平成28年）9月に「第一次取りまとめ」を公表し、NHKによる放送番組のインターネット常時同時配信をはじめとする新たな時代の公共放送の在り方などについての対応の方向性を取りまとめた。そして、第一次取りまとめを踏まえて更なる検討を行い、新たな時代の公共放送、放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用及び衛星放送の未来像の各課題について、同年9月に「第二次取りまとめ」を公表した。

「第二次取りまとめ」では、NHKが放送の補完として常時同時配信を実施することは、NHKに対する国民・視聴者からの信頼が今後も確保されることを前提に、一定の合理性、妥当性があるとされた。具体的には、総務省に対して、NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し及びNHKのガバナンス改革に係る制度整備等の対応を求めるとともに、NHKにおいては、インターネット活用業務のあり方及びガバナンス改革に関し、具体的な内容・方策等を検討するとともに、関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社のあり方等を見直す抜本的な改革を引き続き着実かつ徹底的に進め、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが、常時同時配信の実施に当たって求められるとされた。また、衛星放送における周波数の有効活用については、新規参入に関する認定及び認定更新の際に帯域の有効活用を検証し、有効活用が見込まれない場合については、総務大臣が指定する帯域を有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上明確に位置づけることが望ましいとされた。

この「第二次取りまとめ」を踏まえ、2019年（平成31年）3月、総務省は放送法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年（令和元年）5月、同法案は成立し、NHK関連の規定は2020年（令和2年）1月、衛星基幹放送関連の規定は同年3月に施行された（図表6-4-1-1）。

放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）の施行を受け、NHKはインターネット同時配信等のサービスである「NHKプラス」を2020年（令和2年）3月に試行的に開始し、同年4月より本サービスを開始した。

図表6-4-1-1 放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）の概要

趣 旨

近年における放送をめぐる視聴環境の変化及びNHKに対する信頼確保の必要性に鑑み、NHKについてインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、NHKグループの適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件の追加を行う。

背 景

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ（平成30年9月28日公表）等を踏まえ、NHKのインターネット活用業務の対象を拡大するほか、NHKに対する国民・視聴者の信頼確保を図るとともに、衛星基幹放送について市場の活性化や競争力を強化するため、所要の制度整備を行うもの

改正の概要（成立：令和元年5月29日、公布：同年6月5日）

1. NHK 関係（令和2年1月1日施行）

(1) インターネット活用業務の対象の拡大

NHKが国内テレビ基幹放送の全ての番組の常時同時配信を実施することを可能とし、併せてNHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に同業務が実施されることを確保するため必要な措置を講ずる。

(2) NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実

NHKグループの内部統制等コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のためのNHKグループに関する情報提供に係る制度の整備、及び中期経営計画の策定・公表、パブコメ手続等に関する制度の整備を行う。

2. 衛星基幹放送関係（令和2年3月31日施行）

衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定（認定の更新を含む。）要件に、総務省令で定める周波数の使用に関する基準に適合することを追加する。

また、規制改革実施計画（2018年（平成30年）6月閣議決定）や「第二次取りまとめ」の指摘を受け、放送コンテンツのインターネット配信の一層の進展により、ネットワーク運用に係る課題をはじめ、放送と通信にまたがる技術的課題等への対処が必要となることを踏まえ、2018年（平成30年）10月、放送事業者、通信事業者、関連団体等より構成される「放送コンテンツ配信連絡協議会」（会長：村井純 慶応義塾大学環境情報学部教授）が設立され、関係者間の定常的な情報共有及び課題検討が行われている。

加えて、同計画を踏まえ、「検討会」の下に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」、「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」及び「新たなCAS機能に関する検討分科会」を新たに開催している。

「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」では、放送用に割り当てられている周波数の有効活用等の観点から、放送大学の地上放送跡地及びV-High帯域の活用方策等について検討を行い、これまで、V-High帯域の利用に関する提案募集を2度行い、その結果を踏まえ、2019年（平成31年）4月に「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を公表した。これを受け、総務省では、当該帯域の有効活用の観点から、実証実験を通じてユースケースの早期具体化を図っていくため、同帯域を特定実験試験局用周波数として位置付けるなど、柔軟かつ容易に実証及び検証を行うことが可能な環境の整備を進めた。また、放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用することや、V-High帯域について、全国での使用が可能な有限希少な帯域であることを踏まえ、高度情報通信ネットワークの全国的な整備など、広範囲に電波を使用するシステムの構築を促進すること等の方向性を示した「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を2020年（令和2年）1月に取りまとめた。

この「基本方針」を踏まえ、総務省は同年2月、周波数の経済的価値を踏まえた割当手続（特定基地局開設料に関する制度）の対象に「移動受信用地上基幹放送」（V-High帯域を活用した携帯端末向け放送）を追加することを内容とする「電波法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年4月に成立した。

「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」では、ローカル局の経営基盤強化のあり方及び放送事業者の経営ガバナンスの確保の観点から、放送事業者の経営の現状分析・今後の見通し、放送事業者の経営基盤強化のあり方、AMラジオのあり方、放送事業者の経営ガバナンスの確保等について検討を行っている。経営ガバナンスについては、同分科会における検討を踏まえ、2019年（平成31年）3月に、放送事業者に対しベストプラクティス等の共有が行われた。これまで同分科会において、同年7月に中間取りまとめ、同年8月にはAMラジオ放送のあり方に関する取りまとめを策定したところ、これらを踏まえ、2020年（令和2年）7月には「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」を公表した。

「新たなCAS機能に関する検討分科会」では、消費者を含む幅広い関係者から意見を聴取し、検討を行った結果、新たなCAS機能の在り方については具体的な要望等が顕在化していないことから、将来新たに顕在化した場合に改めて検討するとの報告書（2019年（令和元年）9月）をとりまとめた。

検討会における検討状況を確認し、放送政策の在り方に関して総合的に点検を行った結果を踏まえ、①通信・放送融合時代における放送政策、②これからの公共放送の在り方、③災害時における放送の確保の在り方、④衛星放送の未来像について、検討を進めている。

「災害時の放送の確保に関する検討分科会」では、近年、台風・集中豪雨等の大規模な災害により人命・財産が失われる被害が発生しており、災害時においても放送により必要な情報を取得できることが重要であるという観点から、放送インフラの耐災害性強化、地域における関係者間の連携強化、情報難民の解消に向けた取組について検討を行っている。同分科会は、2020年（令和2年）3月より議論を始め、同年5月に報告書（案）の取りまとめをし、同年6月に報告書（案）についての意見募集を開始した。

2 放送サービスの高度化

1 4K・8Kの推進について

ア 4K・8Kとは

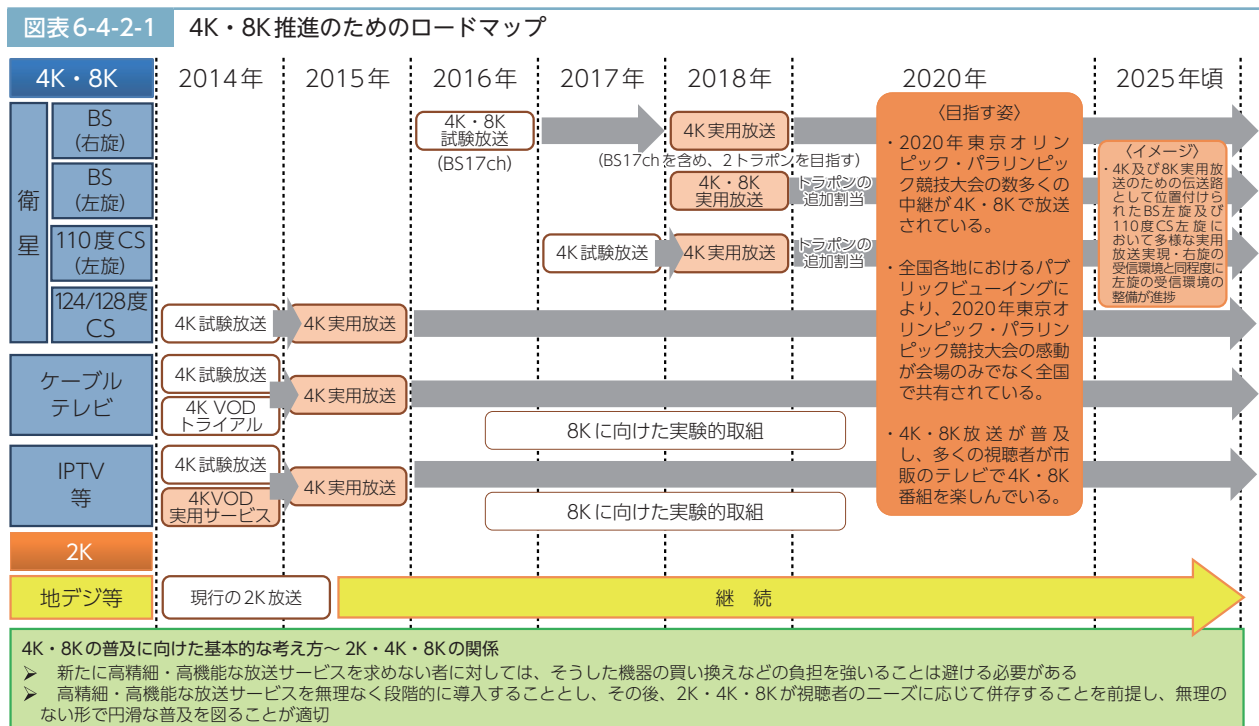
現在、放送サービスの高度化の一環として、4K・8K放送を推進している。4Kは現行のハイビジョンに比べて4倍の画素数、8Kは16倍の画素数を有しており、4K・8K放送により、超高精細で立体感と臨場感ある映像を楽しむことが可能となる。さらに、輝度の表現を拡大するHDR（High Dynamic Range imaging）という技術を

取り入れることにより、いわゆる白飛びや黒つぶれしていた輝度差の激しいシーンでも大幅に自然な表現が可能となる。日本においては、2018年（平成30年）12月からBS・東経110度CSにおける4K・8K実用放送である「新4K8K衛星放送」が開始された。欧米、アジア等の諸外国においてもDIRECTV（米）やSky UK（英）といった衛星放送事業者やNetflix（米）などネット配信サービス事業者が4Kサービスへの取組を進めており、コンテンツの高精細化が世界の潮流となっている。こうした状況を踏まえ、政府のみならず、放送事業者、受信機メーカー、販売店及びその他関係組織・団体がそれぞれの強みを活かして連携しながら4K・8Kの推進に取り組んでいる。

イ 4K・8K放送に関する取組

（ア）総務省による取組

総務省においては、2014年（平成26年）2月から「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」を開催し、同年9月には中間報告を公表した。その後、4Kについては、実用放送等の開始やコンテンツ制作の進展など同報告に沿った取組を着実に推進してきた。さらに、2015年（平成27年）7月に取りまとめられた第二次中間報告において、「4K・8K推進のためのロードマップ」の改定を行った（図表6-4-2-1）。



（注1）ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

（注2）「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

（注3）BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ（BS17ch）を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。

（注4）BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。

（注5）2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

総務省では、ロードマップに沿って、新4K8K衛星放送の開始に向け、2016年度（平成28年度）に放送事業者認定等のための制度整備を実施し、2017年（平成29年）1月、BS・東経110度CSにおいて、NHK、民放キー局系5社を含む11社19番組の認定を行った（図表6-4-2-2）。また、衛星放送用受信設備や4K・8K放送の番組中継装置にかかる技術的条件の検討や伝送路の光化の支援のための補助制度を創設した。

図表 6-4-2-2 新4K8K衛星放送を行う事業者

BS右旋

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始日	番組の種別
1	(株) ビーエス朝日	BS朝日4K	7ch	平成30年12月1日	総合編成
2	(株) BSテレビ東京	BSテレ東4K	7ch	平成30年12月1日	総合編成
3	(株) BS日本	BS日テレ 4K	7ch	令和元年9月1日	総合編成
4	日本放送協会 ※4K	NHK BS4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
5	(株) BS-TBS	BS-TBS 4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
6	(株) ビーエスフジ	BSフジ4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成

BS左旋 ※新4K8K衛星放送の開始に向けて、新たに開放した電波

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始(予定)日	番組の種別
1	SCサテライト放送(株)	ショッピングチャンネル4K	8ch	平成30年12月1日	ショッピング番組
2	(株) QVCサテライト	4K QVC	8ch	平成30年12月1日	ショッピング番組
3	(株) 東北新社メディアサービス	ザ・シネマ4K	8ch	平成30年12月1日	映画
4	(株) WOWOW	WOWOW	12ch	令和2年12月1日	総合娯楽
5	日本放送協会 ※8K	NHK BS8K	14ch	平成30年12月1日	総合編成

110度CS(実用放送) ※新4K8K衛星放送の開始に向けて、新たに開放した電波

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始日	番組の種別
1	(株) スカパー・エンターテイメント	J SPORTS 1 (4K)	9ch	平成30年12月1日	スポーツ
2		J SPORTS 2 (4K)	9ch	平成30年12月1日	スポーツ
3		J SPORTS 3 (4K)	11ch	平成30年12月1日	スポーツ
4		J SPORTS 4 (4K)	11ch	平成30年12月1日	スポーツ
5		スターチャンネル 4K	19ch	平成30年12月1日	映画
6		スカチャン1 4K	19ch	平成30年12月1日	総合娯楽
7		スカチャン2 4K	21ch	平成30年12月1日	総合娯楽
8		日本映画+時代劇 4K	23ch	平成30年12月1日	総合娯楽

(令和2年3月31日現在)

(イ) 事業者による取組

これまでに、ロードマップに沿って、2015年(平成27年)からCS(通信衛星を利用した一部のCS放送)やケーブルテレビ等において4K実用放送が開始された。特に、ケーブルテレビにおいては、同年5月に、4K-VOD(Video On Demand)の実用サービスが、同年12月に4K実用放送である「ケーブル4K」が開始されている。この「ケーブル4K」は、ケーブルテレビ業界初の「全国統一編成による4K放送」のコミュニティチャンネルであり、当初39社のサービス提供から始まり、2020年(令和2年)3月1日時点では72社が提供中である。

また、BSにおいては、2016年(平成28年)から4K・8K試験放送が開始され、特に8K試験放送は世界初の試みとして実施された(2018年(平成30年)7月放送終了)。2017年(平成29年)4月には、我が国初の東経110度CS左旋波^{*1}による4K試験放送が開始された(2018年(平成30年)10月放送終了)。

そして、4K・8K実用放送の円滑な開始に向け、2017年(平成29年)4月には、総務省と放送業界、機器製造業界及び家電販売業界等の関係団体・事業者が連携し周知・広報等を推進する「4K・8K放送推進連絡協議会」を立ち上げ、「4K・8K放送に関する周知・広報計画(アクションプラン)」を取りまとめ公表した。その具体的な取組の一環として、同年12月1日には、「新4K8K衛星放送開始1年前セレモニー」が開催され、サービス名称やロゴの発表を行うなど、メディアを通じた周知・広報活動を行った。そして、2018年(平成30年)12月には、「新4K8K衛星放送開始セレモニー」が開催され、新4K8K衛星放送が9者17チャンネルで開始された。2019年(令和元年)9月には、新たに1チャンネルが放送開始となったほか、同年11月には「新4K8K衛星放送1周年セレモニー」が開催された。

なお、4K(対応)テレビについては、2020年(令和2年)3月期の出荷台数は約889万台、3月期のテレビ出荷台数に占める割合は51.9%となっている。

また、新4K8K衛星放送では、現行の方式とは異なる新しい伝送方式が採用されており、視聴するためには当該方式の受信が可能な対応受信機(チューナー)等が必要である。さらに、従来の右旋円偏波^{*2}の電波に加え、左旋

*1 東経110度CS左旋波：東経110度CSの左旋円偏波のトランスポンダ(中継器)より発射される電波(周波数)

*2 右旋円偏波・左旋円偏波：電波の進行方向に対して偏波面が右回りに回転している電波を右旋円偏波、左回りに回転している電波を左旋円偏波という。

円偏波の電波が用いられることから、受信アンテナの交換が必要になる場合もあり、新4K8K衛星放送を視聴するために必要な対応等について消費者をはじめ多くの方々にわかり易く丁寧に伝えることが引き続き重要である。

東京2020大会が開催される2021年（令和3年）には、全国の多くの方々に4K・8Kの躍動感と迫力のある映像を楽しんでいただけるよう、今後も、総務省や関係団体・事業者が連携し、その魅力や視聴方法等に関する周知・広報等に取り組んでいく。

（ウ）地上放送の高度化に向けた取組

総務省では、4Kや8Kといった超高精細度放送など、地上テレビジョン放送の高度化を実現する上で必要になる要素技術の確立に向けて様々な研究開発に取り組んでいる。

2019年度（令和元年度）からは、これまでの地上テレビジョン放送の高度化に関する研究開発成果を踏まえ、技術基準策定に向けた取組（放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討）に着手した。これを受け、地上デジタル放送方式の高度化等に関する技術的条件について、令和元年6月に情報通信審議会に対して新たに諮問を行っており、今般、「次世代地上デジタルテレビジョン方式」について技術的な検討を進めているところである。

令和2年2月には、「地上デジタルテレビジョン方式の高度化の要求条件」を取りまとめており、次世代地上デジタルテレビジョン方式に関する技術の提案募集の結果を踏まえ、今後望ましい高度化方式の検討を行っていく。

2 ケーブルテレビ

地上テレビ放送の難視聴区域の解消を当初の目的として誕生したケーブルテレビは、自主放送（コミュニティチャンネル等）や多チャンネル放送など、放送サービスの高度化と合わせてサービスの充実を図ってきた。さらには、各家庭まで敷設したケーブルを活かして電気通信サービスであるインターネット接続サービスや固定電話サービスを展開し、放送サービスと合わせ、いわゆる「トリプルプレイ」サービスを提供している。さらに、近年はMVNOサービスや地域BWAサービスといった無線による移動通信サービスを展開するなど、ケーブルテレビは、時代の変化に対応しながら地域の総合的な情報通信メディアとして成長を遂げている。

総務省では、4K・8Kや動画配信サービスの普及などケーブルテレビを取り巻く環境が近年大きく変化している中、地域に寄り添うメディアであるケーブルテレビが、今後もその公共的役割を果たすことが出来るよう、ケーブルテレビの将来像を検討することを目的として、2016年（平成28年）11月より「放送を巡る諸課題に関する検討会 地域における情報流通の確保等に関する分科会」の下に「ケーブルテレビワーキンググループ」を開催し、2017年（平成29年）5月にワーキンググループでの検討結果を報告書（「ケーブルビジョン2020⁺」）として取りまとめた。

報告書では、公共的なメディアであるケーブルテレビが災害時の情報伝達手段としての役割や2018年（平成30年）12月開始の「新4K8K衛星放送」を普及させる役割を果たすためにも、ケーブルテレビネットワークの光化（FTTH化）を進め、その強靱化・高度化を図る必要があるとまとめている。総務省では、ケーブルテレビネットワークの耐災害性を高めるとともに、4K・8Kの送受信環境を確保することを目的として、ケーブルテレビネットワークの光化に対する補助（ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業）を実施している（図表6-4-2-3）。また、引き続き有線・無線、放送・通信にまたがるサービスを提供していくため、ケーブルテレビ事業者が相互の連携を深めるとともに、IoTサービスやスマートシティ等の新たなサービスにも取り組んでいくべきであるとしており、今後の更なる取組の深化が期待される。

また、大容量の4K・8Kコンテンツをケーブルテレビにおいて伝送するための制度的検討も行っている。総務省は、ケーブルテレビ事業者がインターネットプロトコル（IP）を活用して、多様な放送サービスを円滑に提供できるよう、IPマルチキャスト方式を用いた放送のあり方等について検討することを目的に、2017年（平成29年）11月から「4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会^{*3}」を開催し、2018年（平成30年）6月に最終報告書^{*4}が取りまとめられ、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会におい

^{*3} 4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/4k8k_cable_ip/index.html

^{*4} 4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会 報告書及び意見募集結果の公表：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/4k8k_cable_ip/02ryutsu12_04000135.html

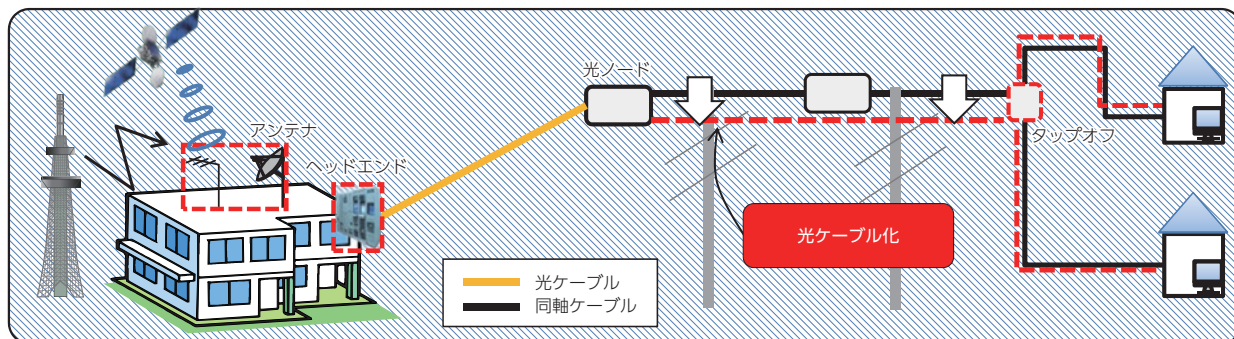
て一部答申が示され、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成23年総務省令第95号）を2019年（平成31年）1月に改正した。

図表 6-4-2-3 ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業

- 平成30年7月豪雨等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者を対象に、局舎所在地の災害発生危険度、伝送路の方式及び局舎の停電対策の確認の緊急点検を行い、停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題が判明したため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化（ケーブルテレビネットワーク光化）のための緊急対策を実施する。

事業イメージ

- 事業主体
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
- 補助率
(1)市町村及び市町村の連携主体：1/2
(2)第三セクター：1/3
- 補助対象地域
以下の①～③のいずれも満たす地域
①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
②条件不利地域
③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域
- 補助対象経費
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等



3 放送ネットワークの強靱化

放送ネットワークの強靱化に向けた放送事業者や地方公共団体等の取組を支援するため、総務省は、2020年度（令和2年度）予算において、一般財源による「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業及び災害情報等放送・伝送システム整備事業）」（図表6-4-3-1）や、電波利用料財源による「民放ラジオ難聴解消支援事業」（図表6-4-3-2）及び「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」（図表6-4-3-3）を実施している。

図表 6-4-3-1 放送ネットワーク整備支援事業（一般財源）

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、以下の費用の一部を補助することにより、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

- ①ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備
- ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備
- ③災害情報等放送・伝送システム（自動起動ラジオの普及に資する放送設備、地域BWA基地局等）の整備

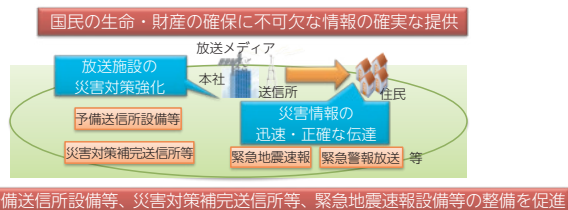
＜事業主体、補助率＞

地方公共団体：1／2

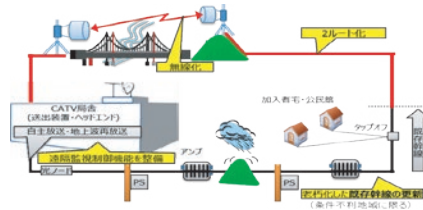
第3セクター、地上基幹放送事業者等：1／3

コミュニティ放送事業者（③に限る）：2／3

①地上基幹放送ネットワーク整備事業



②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業



③災害情報等放送・伝送システム整備事業



図表 6-4-3-2 民放ラジオ難聴解消支援事業（電波利用料財源）

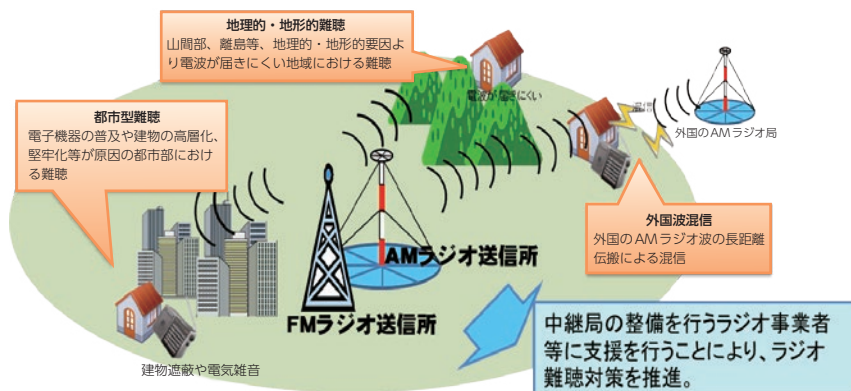
国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消等し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

2 スキーム（補助金）

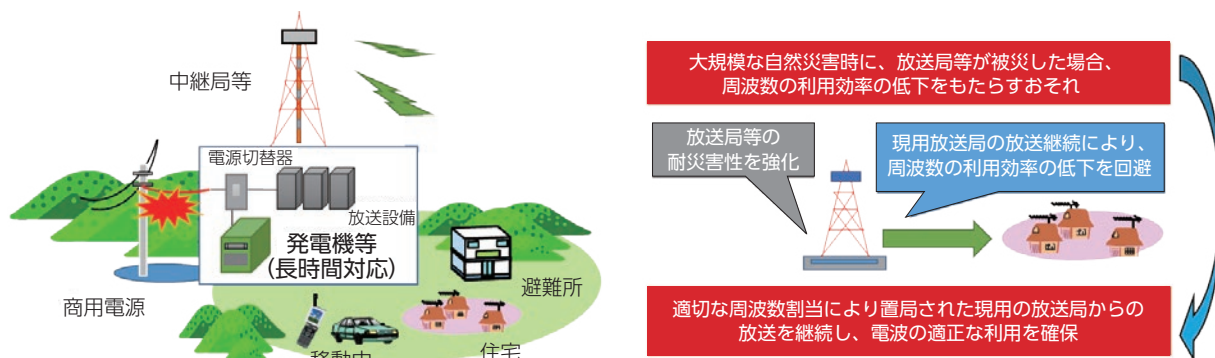
- (1) 事業主体
民間ラジオ放送事業者、自治体等
- (2) 補助対象
難聴対策としての中継局整備
- (3) 補助率
・地形的・地形的難聴、外国波混信 2/3
・都市型難聴 1/2



図表 6-4-3-3 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業（電波利用料財源）

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。
- これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要がある。
- このため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助する。

- (1) 事業主体：地上基幹放送事業者等、自治体等
 (2) 補助対象：①停電対策、②予備設備の整備
 (3) 補助率：自治体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3



4 放送コンテンツ流通の促進

1 放送コンテンツの製作・流通の促進

2016年（平成28年）10月、総務省は、①ブロードバンドを活用した放送サービスの高度化の方向性、②放送サービスの高度化を支える放送・通信インフラの在り方、③放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保方策等について総合的な検討を行うため、情報通信審議会に「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」を諮問した。これを受けて、主に①放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方、並びに②放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保について検討が進められ、2017年（平成29年）7月に中間答申がとりまとめられた。2018年（平成30年）8月、主に中間答申以降の動向及び取組状況等を踏まえ、放送サービスの高度化の実現に向けた課題を整理するとともに、今後取り組むべき事項について、最終答申^{*5}がとりまとめられた。

ア 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方

最終答申における「今後取り組むべき事項」として、モバイル端末・PC向け同時配信については、ネット同時配信を行うために必要な配信システム機能の共通化の検討を進め、ネット同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備すること、スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信については、円滑な4K同時配信の提供に必要な技術仕様の策定や人材育成支援等を行えるよう支援すること、視聴データの利活用については、地方自治体のオープンデータ等の連携による視聴者に身近な課題解決モデルの構築など、地域経済や地域社会に利用・還元できる仕組みを支援すること等が示された。

また、規制改革実施計画（2018年（平成30年）6月15日閣議決定）においても、新たな配信基盤の構築に向けて、技術の実証を行うこととされた。

これらを受け、総務省では、2018年度（平成30年度）に、放送コンテンツの配信を通じた災害情報等の提供の在り方に関する実証事業等を行い、それらの技術、運用面の課題及び有効な方策案をとりまとめた。それらを踏まえて、2019年度（令和元年度）に、放送と通信を連携したローカルコンテンツの配信及び災害情報の提供の在り方に係る実証事業を行い、地域経済の活性化等に資するローカルコンテンツの配信及び災害情報の迅速かつ円滑

*5 「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」（平成28年諮問第24号）に関する情報通信審議会からの最終答申：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000093.html

な提供に係るサービスモデルを整理した。加えて、災害情報の共通配信基盤技術の在り方に関する実証事業を行い、ネット同時配信の本格化を見据えた共通配信基盤、コンテンツ配信の付加機能、字幕重畳機能及び災害情報配信機能に関して、技術、運用面の課題及び有効な方策案をとりまとめた。

イ 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保

放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保については、視聴環境の変化を踏まえ、放送コンテンツの適正な製作取引の推進及び放送事業者による同時配信に関する権利処理について取りまとめられたところであり、前者に関しては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の周知・啓発の徹底、取引実態の調査の実施、ガイドラインの見直し等が必要であるとされ、後者に関しては、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階において、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要であり、継続的な検討に向けた体制を整備することが必要とされた。

また、規制改革実施計画においても、製作取引について、実態調査やガイドラインの見直し等に取り組むとともに、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備の必要性を検討することなどとされたほか、権利処理については、放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を整理するとともに、同時配信に係る著作権等処理の円滑化のための所要の課題解決を行うこととされた。

これらを踏まえ、総務省では、製作取引に関して、2018年（平成30年）10月から、有識者等で構成される「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」（座長：舟田正之 立教大学名誉教授）を開催し、同検証・検討会議において行われたガイドラインのフォローアップ調査の結果等を踏まえた議論等に基づき、2019年（令和元年）8月に事前協議の重要性の強調やベストプラクティスの充実等を改訂内容とするガイドライン（第6版）を公表するとともに、放送事業者等に対して、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第4条に基づく助言としてガイドライン遵守に係る要請文書を発出した。

また、総務省では、ガイドラインの周知・啓発のため、中小企業庁と共催により、ガイドライン講習会を全国各地で実施するほか、ガイドラインの遵守状況について、放送事業者及び番組製作会社に対し、ヒアリング等の実態把握を進めており、発覚した問題点については、下請中小企業振興法第4条に基づく指導等を行っている。さらに、ヒアリング等で明らかとなった問題点等を踏まえ、同検証・検討会議において、同年12月から著作権の帰属や番組製作会社間の取引適正化の推進等に関する議論に着手しており、2020年（令和2年）夏を目途にガイドラインの改訂を行う予定である。

これらガイドラインの周知・啓発及び改訂に向けた取組に加え、製作取引に関する個別具体的な問題について、弁護士に無料で相談できる窓口「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」を2019年（令和元年）11月～2020年（令和2年）2月の期間試験的に開設し、同年6月より運営を開始した。

同時配信に係る権利処理に関しては、2018年（平成30年）12月から、有識者等で構成される「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、我が国におけるネット同時配信等の実施状況を踏まえ、円滑な権利処理の実現に向けて必要な対応策の検討等を進めており、2019年（令和元年）11月には、同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題について、放送事業者の意見を取りまとめ、文化庁に提出した。

2 放送コンテンツの海外展開

放送コンテンツの海外展開は、訪日観光客の増加や地域産品の販路拡大といった経済波及効果が見込まれ、またソフトパワーを通じた日本に対するイメージ向上にも寄与し、外交的な観点からも極めて重要である。総務省では、放送コンテンツの海外展開をサポートする官民連携の横断的組織である「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ^{*6}）」や関係省庁等とも連携しながら、日本と海外の放送事業者等が、日本の魅力を発信する放送コンテンツを共同制作し、海外で放送する取組を継続的に支援している。また、2019年（令和元年）10月のMIPCOM（仏国・カンヌ）、同年11月のTIFFCOM（東京）、同年12月のATF（シンガポール）等のコンテンツ国際見本市において、放送事業者のブース出展支援を行ったほか、海外バイヤーとのネットワーキング作りのためのイベントを開催した。

*6 BEAJ: Broadcast Program Export Association of Japan (<https://beaj.jp>)

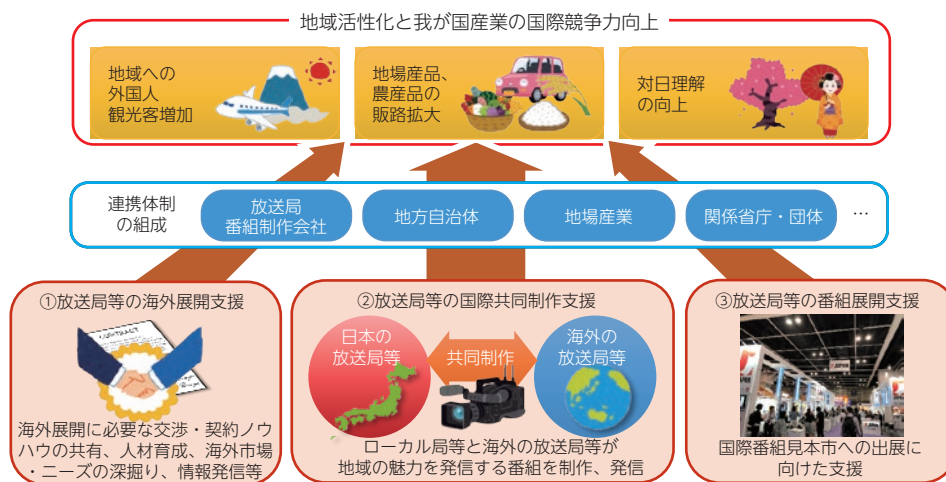
放送コンテンツの海外展開については、「2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる」ことを目標に掲げ、2010年度以降、毎年増加を続け、2018年度末で519.4億円（対前年度比16.9%増）となり、目標である売上高500億円を2年度前倒しで達成した。今後は、「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」ことを新たな目標として掲げ、達成に向けて取組を一層強化している（図表6-4-4-1）。

図表6-4-4-1 放送コンテンツの海外展開の促進

<概要>

ローカル放送局等と、自治体、地場産業、観光業等の関係者が幅広く協力し、訪日外国人観光客の増加や地場産品等の販路拡大を通じ、地域活性化等に資する放送コンテンツを海外と共同制作・発信する取組及びこれと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組の支援等を行う。

令和元年度補正予算：14.5億円
令和2年度当初予算：2.0億円



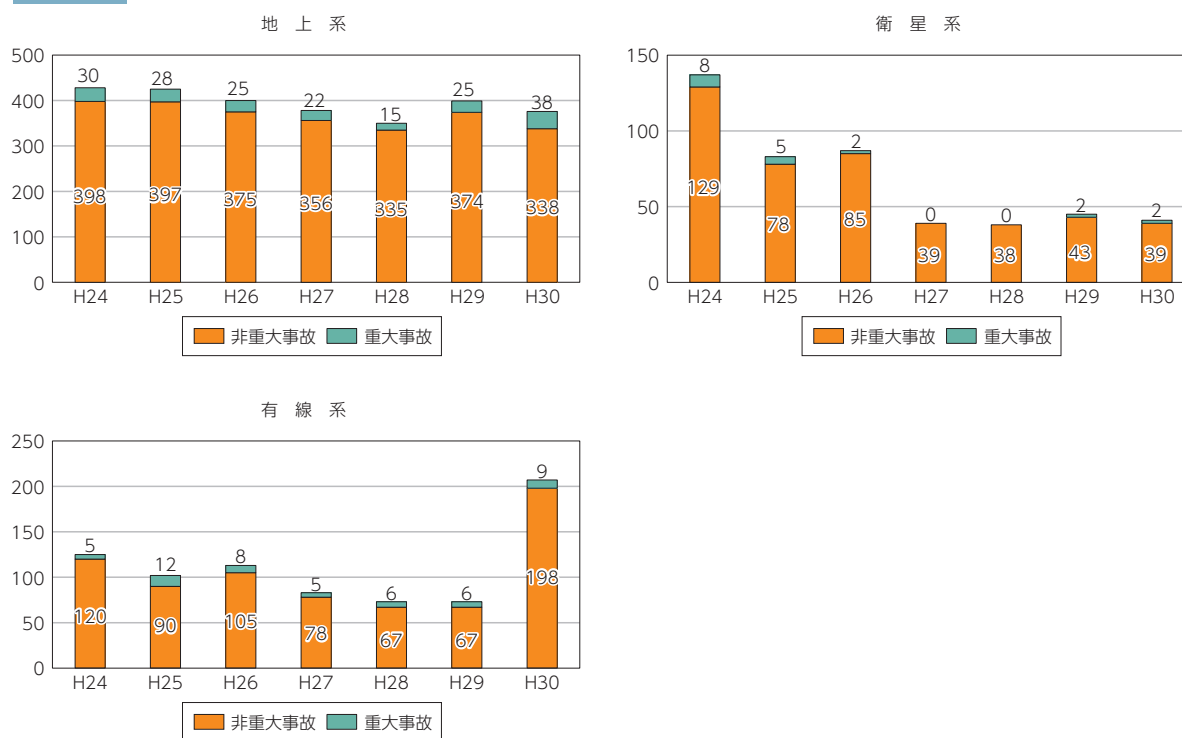
政策
フォーカス

放送インフラにおける安全・信頼性の確保

放送は、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届け、また災害や国民的な関心事に関する重要な情報を広範な国民に対し瞬時に伝達できるという極めて高い公共性を持つことから、高い安全・信頼性が求められる。2011年（平成23年）6月に施行された改正放送法によって、放送停止事故の防止等、安全・信頼性を確保し、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、認定基幹放送事業者及び登録一般放送事業者等に対し、放送設備を一定の技術基準に適合するよう維持しなければならない義務を課するとともに、設備に起因する重大な事故の報告等に関する規定が設けられた。これらの規定に基づき、総務省では重大な事故の発生時にはその原因を明らかにして再発防止を徹底させる等、積極的な取組を推進している。

また、重大な事故を含む全ての放送停止事故の発生状況について、認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は半年ごと、登録一般放送事業者は1年ごとに総務大臣に報告する規定も設けられた。総務省では、当該報告を基に、事故の発生原因や傾向を分析し公表しているほか、各種のセミナー等を通じて、安全・信頼性向上に向けた情報発信を行っている（図表1）。

図表1 放送停止事故の発生状況



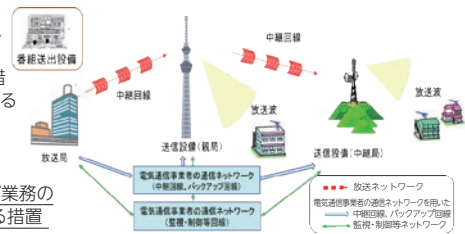
近年、ICTを悪用したサイバーセキュリティ上の脅威が悪質化・巧妙化し、その被害が深刻化してきている。放送に求められる高い安全・信頼性を確保するため、サイバーセキュリティ戦略（平成30年7月27日閣議決定）を踏まえるとともに、東京2020大会への対応も見据え、放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する技術的条件について、2019年（令和元年）7月より、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会で検討を開始し、同年12月に情報通信審議会から一部答申を受けた。この答申を踏まえて、2020年（令和2年）3月、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）の改正等を行い、放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する制度整備を行った（図表2）。

図表2 放送設備のサイバーセキュリティ確保のための具体的措置項目

- ・放送設備及び有線放送設備の構成は、①放送番組を視聴者に届ける放送ネットワーク系統（放送本線系）と②各放送設備の故障検出や設備切替等を行う監視・制御ネットワーク系統（監視・制御系）に大別。
- ・放送本線系は、映像や音声伝送のための専用方式による片方向の中継伝送と、直接受信のための放送方式による一対多の片方向の送信で構成されており、外部のネットワークと直接接続されていない。したがって、送信の起点となる箇所について対策を行うことで、効率的・効果的に他のネットワークから分離することが可能。
- ・放送本線系の予備回線や監視・制御及び保守等のために電気通信事業者回線を使用する場合は、専用回線の使用、VPN化、ポート制限、ID・パスワードによる使用者の権限・アクセスの管理に加え、その管理に係る規程・マニュアルの整備など、セキュリティの確保のための措置が重要。

(サイバーセキュリティ確保のための具体的措置項目)

- 1 放送本線系入力となる番組送出設備について、外部ネットワークから隔離するための次の措置又はこれと同等と認められる措置
 - ・原則として、第三者が接続可能な外部ネットワークとの接続を行わない措置
 - ・やむを得ず接続を行う場合には、ファイアーウォールの設置又は不正接続対策等の措置
- 2 放送設備に接続される監視・制御及び保守に使用される回線について、外部ネットワークからの不正接続対策を行うための次の措置又はこれと同等と認められる措置
 - ・専用回線又はVPN回線の使用、ポート番号若しくはIPアドレスによる接続制限又はID及びパスワードにより権限を有する者だけが接続できるようにする措置
 - ・未使用時は回線を通じた接続を遮断する等の措置
- 3 設備の導入時及び運用・保守時におけるソフトウェアの点検について、不正プログラムによる被害を防止するため、放送設備のネットワークからの分離・遮断の措置及び不正プログラムの感染防止の措置
- 4 放送設備に対する物理的なアクセス管理について、機密性が適切に配慮されるための次の措置又はこれと同等と認められる措置
 - ・番組送出設備に対しIDカード、テンキー錠又は有人による入退室の管理等を行う措置及び監視・制御回線、保守回線に係る機器の設置場所に対し公衆が容易に立ち入ることができないよう施設その他の必要な措置
 - ・外部記録メディア等を介した不正プログラムへの感染防止の措置
- 5 放送設備の運用・保守に際して、業務を確実に実施するための組織体制の構築及び業務の実施に係る規程若しくは手順書の整備に関する次の措置又はこれと同等と認められる措置
 - ・事故報告を含む事後対応を、迅速かつ確実に実施するための規程を整備する措置
 - ・放送設備のソフトウェアの更新等設備の運用・保守等について、実施方法を定める規程を整備する措置



放送設備の構成のイメージ（地上デジタル放送の例）

放送設備の安全・信頼性に関する技術基準としては、2011年（平成23年）6月に整備した12項目に上述のサイバーセキュリティ対策を加えて、現在では13項目の措置が定められている（図表3）。

その適用については、放送の種別（地上放送、衛星放送、有線放送）ごとに定められており、各放送種別においてその設備規模や故障等による受信者への波及度合いを考慮して、措置の範囲が定められている。例えば、事故により放送設備の損壊又は故障の影響を広範囲に及ぼす設備（番組送出設備、地上テレビ放送の親局や衛星放送の送信設備、大規模な有線テレビ放送設備）に対しては、放送の停止等を未然に防ぐ、又は即座に復旧させるための措置が必要である。一方、地上テレビ放送の小規模な中継局や小規模な有線放送設備等、放送の停止の影響を及ぼす範囲が限定的な設備に対しては、経済合理性の観点から主に事故の長時間化を防ぐための措置が必要とされている。

図表3 放送設備の安全・信頼性に関する技術基準の概要

措置項目	措置の内容
予備機器等	予備機器の設置もしくは配備、故障等の発生時に予備機器に速やかに切替 (放送法施行規則第104条)
故障検出	① 故障等の発生時にこれを直ちに検出し、運用者へ通知する機能 ② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備は、故障等の発生時にこれを目視または聴音等により速やかに検出し、運用者へ通知可能な措置 (放送法施行規則第105条)
試験機器及び 応急復旧機材の配備	① 設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備 ② 故障等の発生時に応急復旧措置を行うために必要な機材の配備 (放送法施行規則第106条)
耐震対策	① 設備の据付けに当たって、地震による転倒または移動を防止するための耐震措置 ② 地震による設備構成部品の接触不良及び脱落を防止するための耐震措置 ③ ①、②の耐震措置は大規模な地震を考慮 (放送法施行規則第107条)
機能確認	① 予備の機器に係る定期的な機能確認等の措置 ② 放送設備の電源設備に係る定期的な電力供給状況の確認に係る措置 (放送法施行規則第108条)
停電対策	① 自家発電機または蓄電池の設置 ② 自家発電機等の燃料について、必要な量の備蓄または補給手段の確保 (放送法施行規則第109条)
誘導対策	近接した場所に設置する放送設備などにおける送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置の実施 (放送法施行規則第110条)
防火対策	自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置の実施 (放送法施行規則第111条)
屋外設備	① 空中線等屋外設備は、気象の変化、振動、衝撃、圧力その他外部環境の影響を容易に受けないこと ② 屋外設備は、公衆が容易に触れることができないよう設置 (放送法施行規則第112条)
収容する建築物	① 堅固で耐久性に富むこと ② 放送設備の安定動作が維持できること ③ 公衆が容易に立ち入り、または、放送設備に触れることができないための措置 (放送法施行規則第113条)
耐雷対策	雷害を防止するための措置 (放送法施行規則第114条)
宇宙線対策	宇宙線による影響を容易に受けないための構成部品の使用その他の措置 (放送法施行規則第115条)
サイバーセキュリティ対策	サイバーセキュリティ確保のために必要な措置 (放送法施行規則第115条の2)